

一般社団法人  
とちぎ青少年自立援助センター  
定 款

平成22年 2月10日作成

平成 年 月 日公証人認証

平成 年 月 日成立

# 定 款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人とちぎ青少年自立援助センターと称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、子供と若者たちの健全な育成を支援し、若者たちの就労支援、社会的自立に貢献することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 子供の健全育成を図る事業
- 2 社会教育の推進を図る事業
- 3 若年者就労支援を図る事業
- 4 社会的自立支援を図る事業
- 5 子育て支援を図る事業
- 6 青少年育成に関する調査及び研究
- 7 ニート・引きこもり等に関する調査及び研究
- 8 社会的自立支援に関する調査及び研究
- 9 男女共同参画社会の形成を図る事業
- 10 フリースクール事業
- 11 環境保全を図る事業
- 12 まちづくりを推進する事業
- 13 リサイクルを推進する事業
- 14 チャリティーイベントの企画及び運営
- 15 農業・林業等の第一次産業活性推進事業
- 16 前各号に関する相談事業、講演活動、広報等の出版事業
- 17 飲食店事業
- 18 前各号に附帯関連する一切の事業

### **(公告)**

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## **第2章 社員及び会員**

### **(法人の構成員)**

第5条 当法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」とする。）上の社員とする。

- 1 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- 2 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

### **(入会)**

第6条 会員として入会しようとするものは、理事会において別に定めるところにより、入会の申し込みを行うものとする。

- 2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをそのものに通知する。

### **(会費等)**

第7条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

### **(任意退会)**

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### **(除名)**

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 1 この定款その他の規則に違反したとき。
- 2 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- 3 その他除名すべき正当な事由があるとき。

### **(会員資格の喪失)**

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 第7条の支払の義務を1年以上履行しなかったとき。
- 2 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 3 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。
- 4 総正会員が同意したとき。

## **第3章 社員総会**

### **(構成)**

第11条 社員総会は、正会員をもって構成する。

### **(権限)**

第12条 社員総会は、次の事項について協議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基金の返還
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### **(開催)**

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、臨時社員総会は、必要がある時に隨時これを開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

### **(招集)**

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって開会日の1週間前までに、議決権を有する各社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を有する全ての社員の同意があるときはこの限りではない。

### **(議長)**

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故若しくは支障があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

### **(議決権)**

第16条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

### **(決議)**

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 やむを得ない理由のため、社員総会に出席することが出来ない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

### **(社員総会の決議の省略)**

- 第18条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 前項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
  - 3 社員及び債権者は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
    - (1) 前項の書面の閲覧又は謄写の請求
    - (2) 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求
  - 4 第1項の規定により定時社員総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時社員総会が終結したものとみなす。

### **(議事録)**

- 第19条 社員総会の議事録については、法令で定めるところにより、その経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間主たる事務所に備え置く。

## **第4章 役 員**

### **(役員の設置)**

- 第20条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上9名以内
  - (2) 監事 1名以上3名以内
  - 2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長及び専務理事をそれぞれ置くことができる。
  - 3 理事長以外の理事のうち、副理事長及び専務理事を業務執行理事とする。
  - 4 当法人の理事長を一般法人法上の代表理事とする。

### **(役員の選任)**

第21条 理事及び監事の選任決議は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事は当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

### **(理事の職務及び権限)**

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を実行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その職務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して当法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### **(監事の職務及び権限)**

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### **(役員の任期)**

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事及び監事の任期は、前任者又はその選任時に在任する理事及び監事の任期の満了すべき時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなったときは、任期の満了又は辞任によって退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### **(役員の解任)**

第25条 理事及び監事の解任決議は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

### **(役員に対する報酬等)**

第26条 役員に対する報酬等は、社員総会の決議によって定める。

## **第5章 理事会**

### **(構成)**

第27条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### **(権限)**

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

### **(開催)**

- 第29条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。
- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
  - 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
    - (1) 理事長が必要と認めたとき。
    - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

### **(招集)**

- 第30条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### **(議長)**

- 第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

### **(決議)**

- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### **(理事会の決議の省略)**

- 第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### **(議事録)**

- 第34条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、その経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間主たる事務所に備え置く。

## 第6章 基 金

### (基金の募集)

第35条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

### (基金の拠出者の権利)

第36条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

### (基金の返還の手続)

第37条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事長が決定したところに従って行う。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

### (事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 4 前各項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### **(事業報告及び決算)**

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。なお、貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

## **第8章 定款の変更及び解散**

### **(定款の変更)**

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### **(解散)**

第42条 当法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

## **第9章 補 足**

### **(委任)**

第43条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

## 第10章 附 則

### (最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成22年6月30日までとする。

### (設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都調布市国領町5丁目63番地の10  
榎本 竹伸

栃木県宇都宮市塙田2丁目3番6号 テーションビル1F  
塙本 龍也

茨城県結城市大字結城11715番地5  
市田 悅生

### (定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人とちぎ青少年自立援助センターを設立するため、設立時社員 榎本 竹伸、塙本 龍也及び市田 悅生の定款作成代理人である行政書士 串田 直人は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成22年 2月10日

設立時社員 榎本 竹伸  
設立時社員 塙本 龍也  
設立時社員 市田 悅生

上記設立時社員の定款作成代理人

茨城県取手市谷中271番地3  
行政書士 串田 直人  
登録番号 第05110155号  
Kushida21c@peace.ocn.ne.jp